

第3グループ（指定管理者制度を導入していない施設）

1 第3グループとした公の施設

本報告書において、第3グループとして分類した公の施設は、指定管理者制度を導入していない施設である。本年度の外部監査テーマは「指定管理者制度の運用状況について」であり、これら指定管理者制度を導入していない施設については、運用状況の直接的な監査対象とはならない。しかしながら、福井県における指定管理者制度の今後における展開を考えた場合、福井県が現時点で、それらの施設に対し指定管理者制度を導入していない背景や、同様な施設の他県における状況について分析しておくことは有用と考えられる。第3グループについては、それらの論点に焦点を当てた内容となる。

第3グループに分類する公の施設は次のとおりである。外部監査としては、これらをさらに「他県における同様な施設と比較可能なもの」、「福井県の独自性が強い特殊なもの」、「個別法の規定に基づき設置されているもの」、「稼働していないもの」に区分して状況の分析を行った。外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

[他県における同様な施設と比較可能なもの]

	施設の名称	所管課	施設区分
1	福井県子ども療育センター	健康福祉部・障害福祉課	社会福祉施設
2	福井県立病院	健康福祉部・地域医療課	社会福祉施設
3	総合グリーンセンター	農林水産部・県産材活用課	産業振興施設
4	福井県生活学習館	総務部・男女参画県民活動課	文教施設
5-1	福井産業技術専門学院・福井人材開発センター	健康福祉部・労働政策課	文教施設
5-2	敦賀産業技術専門学院・敦賀人材開発センター	健康福祉部・労働政策課	文教施設
6-1	福井県立歴史博物館	観光営業部・文化振興課	文教施設
6-2	福井県立若狭歴史民族資料館	観光営業部・文化振興課	文教施設
6-3	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	観光営業部・文化振興課	文教施設
7	福井県立美術館	観光営業部・文化振興課	文教施設
8-1	福井県立図書館	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
8-2	福井県立若狭図書館学習センター	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
9	福井県文書館	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-1	福井県立青少年センター	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-2	福井県立奥越高原青少年自然の家	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-3	福井県立芦原青年の家	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-4	福井県立鯖江青年の家	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-5	福井県立三方青年の家	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
11-1	福井県自然保護センター	安全環境部・自然環境課	基盤施設
11-2	福井県海浜自然センター	安全環境部・自然環境課	基盤施設
12	福井運動公園・福井少年運動公園	教育庁・スポーツ保健課	レクリエーション・スポーツ施設
13	福井県立武道館	教育庁・スポーツ保健課	レクリエーション・スポーツ施設
14-1	幾久公園	観光営業部・文化振興課	基盤施設
14-2	臨海中央公園	土木部・都市計画課	基盤施設

※幾久公園および臨海中央公園については、施設というよりも普通の公園であるので、他県との比較ではなく、福井県が有する他の公園との状況の比較を行っている。

[福井県の独自性が強い特殊なもの]

	施設の名称	所管課	施設区分
15	福井県立恐竜博物館	観光営業部・ブランド営業課	文教施設
16	福井県立子ども歴史文化館	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設

※福井県立恐竜博物館および福井県立子ども歴史文化館が、「福井県にとって特殊な施設である」という判断は、外部監査独自のものである。

[個別法の規定に基づき設置されているもの]

	施設の名称	所管課	施設区分
17-1	福井県総合福祉相談所	健康福祉部・障害福祉課	社会福祉施設
17-2	福井県嶺南振興局敦賀児童相談所	健康福祉部・子ども家庭課	社会福祉施設
17-3	福井県和敬学園	健康福祉部・子ども家庭課	社会福祉施設
17-4	福井県精神保健福祉センター	健康福祉部・子ども家庭課	社会福祉施設

[稼働していないもの]

	施設の名称	所管課	施設区分
18	福井県立クレール射撃場	教育庁・スポーツ保健課	レクリエーション・スポーツ施設

2 監査報告書の構成について

第3グループについては、同様な施設を有する他県の状況の分析と福井県の方向性を確認することがメインであるので、他県における同様な施設と比較可能な施設については、基本的に次のような構成となる。

[第3グループ各論の基本構成]

1	施設の概要
2	同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性
	(1) 他県における状況の分析
	(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

外部監査が「福井県の独自性が強い特殊な施設」とみなしている2施設については、他県との比較を省略して、福井県の方向性とそれに対する外部監査の分析を主に論じた。また、個別法の規定に基づき設置されている4施設と休止中の1施設については、指定管理者制度の対象となりえず、分析の対象から外している。

1 こども療育センター

1 施設の概要

所管課	健康福祉部障害福祉課
施設の所在地	福井市四ッ井2丁目8番1号
設置年月・根拠条例等	平成58年4月 福井県立社会福祉施設に関する条例
設置目的	障害を持つ子供を早期に発見し、療育・指導等を行うことによって、発達の促進と障害の軽減を図り、障害児の社会参加を図る。
施設の内容	病床数 50床 診療部門 小児科、リハビリテーション科、整形外科、耳鼻咽喉科、 児童精神科、外科、眼科 療育施設部門 医療型障害児入所施設 つくし園 医療型児童発達支援センター つくし園 児童発達支援センター ひばり園 児童発達支援・生活介護事業所「オアシス」 建物面積 7,095.78㎡
利用料金	健康保険法、障害者自立支援法、児童福祉法に基づく
利用時間・休館日	相談・診療時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み
施設の特徴	医療と福祉の機能を併せ持ち、医師など14にわたる職種の職員がチームを組んで、障害児(者)のために総合的できめ細やかな療育を行っている。医療や保健、児童福祉、教育機関など、各関係機関とも相互に連携を取っている。

[こども療育センター外観]



[施設の表示板]



写真左はこども療育センターが入っている施設の外観であるが、この施設に入っているのはこども療育センターだけではない。県立看護専門学校、県立福井東養護学校、特別支援教育センターという相互に関係性の深い組織が同じ施設に入っている。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

こども療育センターに相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなものであるが、47都道府県中8自治体しか指定管理者制度を導入していない。その理由として、このような施設は、各県において障害児療育にかかる中核施設であり、そのため、専門スタッフによる高度な医療体制を確保しなければならず、市町や他の医療機関などと綿密に連携を図りながらの施設運営が必要であり、これらのことを重視すれば、直営が現実的には有利であることが挙げられる。また、一定期間においての管理者の変更を前提とする指定管理者制度では、施設管理者や信頼関係を築いた職員が変わることに対する保護者の不安があること、さらに、長期的視点に立った施設運営や個別支援の面でも指定管理者制度には弱点があると分析されている。

<他県の状況・こども療育センターに相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	直営	東京都	指定管理	滋賀県	直営	香川県	設置なし
青森県	指定管理	神奈川県	直営	京都府	指定管理	愛媛県	直営
岩手県	指定管理	新潟県	直営	大阪府	指定管理	高知県	直営
宮城県	直営	富山県	直営	兵庫県	設置なし	福岡県	直営
秋田県	その他	石川県	設置なし	奈良県	指定管理	佐賀県	直営
山形県	直営	福井県	直営	和歌山県	設置なし	長崎県	直営
福島県	直営	山梨県	直営	鳥取県	直営	熊本県	直営
茨城県	直営	長野県	設置なし	島根県	設置なし	大分県	設置なし
栃木県	直営	岐阜県	直営	岡山県	設置なし	宮崎県	直営
群馬県	設置なし	静岡県	設置なし	広島県	設置なし	鹿児島県	直営
埼玉県	設置なし	愛知県	指定管理	山口県	設置なし	沖縄県	設置なし
千葉県	指定管理	三重県	直営	徳島県	設置なし	—	—

直営・・・23 指定管理・・・8 その他・・・1 設置なし・・・15

②指定管理を導入している自治体における状況

こういった施設は、一般の医療機関では対応が難しい障害児の診療・療育を専門的に行う機関であり、「利用者の増加を図る目的の施設」とは趣旨が異なっている。したがって、利用度という視点からの所管課の調査は行われていない。そのとおりであると思うが、他の側面で何かヒントになることもあるかもしれないから、情報収集は継続的に行った方が良い。

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

直営のメリットは長期的視点に立った施設運営と保護者の安心感、指定管理のメリットは、民間活力によるサービスの向上や柔軟な対応といったことが考えられる。

福井県としては、「各福祉圏域に地域療育拠点病院、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を指定し、障害児がより身近な地域で療育を受けられる体制をとっており、こども療育センターはその中核」としており、直営のメリット（特に、利用者とその家族の安心感）を踏まえながら、全体的なシステムの中でも直営が合理的と判断しているようである。

直営施設に関する外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

2 福井県立病院

1 施設の概要

所管課	健康福祉部地域医療課
施設の所在地	福井市四ッ井2丁目8-1
設置年月・根拠条例等	昭和25年4月 福井県病院事業の設置等に関する条例
設置目的	県民の健康保持に必要な医療を提供する
施設の内容	<p>病床数 1,020床 (一般668,結核10,精神338,感染症4)</p> <p>診療科 20科 内科、神経内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、精神科</p> <p>敷地面積 63,347㎡ 建物面積 85,736㎡</p> <p>本棟 64,384㎡ (平成16年築) こころの医療センター 16,022㎡ (平成19年築) 陽子線がん治療センター 5,330㎡ (平成23年築)</p>
利用料金	診療報酬に基づく
利用時間・休館日	<p>(一般外来)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日まで ※診療科により異なるが、基本的に午前中のみ ・休診日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) <p>(救急外来)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応 ・休診日なし
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・県の基幹病院として、政策医療(三次救急、総合周産期、災害等)および高度医療(がん等)を提供する。 ・地域医療支援病院として、地域の医療機関と役割分担のうえ、患者紹介や共同診療など連携を行う。

[福井県立病院の外観]



[福井県立病院内部]



写真左は福井県立病院の外観であり、写真右は福井県立病院の正面入り口を入ったところである。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

福井県の県立病院に相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなものであるが、47 都道府県中、指定管理者制度を導入しているところは全くない。ただし、市町立の病院等については、平成 23 年 9 月末現在で、62 病院が指定管理者制度を導入している。いくつかの都道府県立の病院が選択しているのは、指定管理者制度よりも地方独立行政法人というスタイルである。これらの自治体が地方独立行政法人を選択しているのは、指定管理者制度の導入により民間のノウハウを活用することよりも、各病院に期待される役割や機能を踏まえて、政策医療の確実な実施、スタッフの確保などを、まずは重視した結果と推測される。

<他県の状況・県立病院に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	企業団へ	東京都	独法化	滋賀県	直営	香川県	直営
青森県	直営	神奈川県	独法化	京都府	直営	愛媛県	直営
岩手県	直営	新潟県	直営	大阪府	独法化	高知県	直営
宮城県	独法化	富山県	直営	兵庫県	直営	福岡県	民間移譲
秋田県	独法化	石川県	直営	奈良県	直営	佐賀県	独法化
山形県	独法化	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	企業団へ
福島県	直営	山梨県	独法化	鳥取県	直営	熊本県	直営
茨城県	直営	長野県	独法化	島根県	直営	大分県	直営
栃木県	直営	岐阜県	独法化	岡山県	独法化	宮崎県	直営
群馬県	直営	静岡県	独法化	広島県	直営	鹿児島県	直営
埼玉県	直営	愛知県	直営	山口県	独法化	沖縄県	直営
千葉県	直営	三重県	独法化	徳島県	直営	—	—

直営・・・30 指定管理・・・0 独立行政法人化・・・14 企業団に移管・・・2 民間移譲・・・1

②指定管理を導入している自治体における状況

地方独立行政法人を選択している 14 施設のうち、例えば、静岡県の静岡県立病院機構について、法人化前後の指標は以下のとおりとなっている（静岡県立病院機構の平成 21 年度実績報告書より）。このように、独立行政法人化のメリットは経営の柔軟性や迅速性であるから、その効果は即効的に表れるような性質のものではないことが判るが、福井県としては、このような他県の事例を今後も注意深く見守る必要がある。

区分	項目	平成 20 年度 (地方公営企業)	平成 21 年度 (地方独立行政法人)
収支構造	経常収支比率	98.71%	101.23%
	医業収支比率	80.77%	79.43%

	実質収益対経常費用比率	78.16%	78.73%
収入構造	病床利用率	71.03%	72.91%
	入院患者 1 人当たり単価	49,629 円	51,732 円
	外来患者 1 人当たり単価	13,483 円	13,978 円
費用構造	職員給与比率	62.38%	62.27%
	材料費比率	31.24%	30.10%

(2) 直営・独立行政法人それぞれのメリットと福井県の方向性

直営のメリットとしては、政策医療を維持・導入しやすいことが最も重大なものとして挙げられる。一方、独立行政法人化のメリットは、権限と責任が付与されることによる迅速で柔軟な運営や専門性の向上、多様な人材の確保などである。

福井県は、「県民の安全・安心を支える基幹的な総合病院として、民間の主体に管理を委ねるのではなく、県が責任を持って管理運営を行っていくべきもの」という方針である。ただし、その管理運営手法については、独立行政法人化も含めて、最適な経営形態を模索しているという状況である。

直営施設に関する外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

3 総合グリーンセンター

1 施設の概要

所管課	農林水産部県産材活用課
施設の所在地	坂井市丸岡町楽間 15
設置年月・根拠条例等	平成 55 年 4 月 福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例
設置目的	緑化木および花きに関する知識の普及、調査、研究等を行うとともに、県民に対し緑に親しむ機会を提供し、もって環境緑化の推進を図るために設置する。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本館・林業研修館 (2,468 m²) ・緑の相談所 (1,058 m²) ・展示温室 (500 m²) ・ウッドリームフクイ (1,688 m²) ・ウッドハウス九頭竜 (557 m²) ・外構施設 芝生の広場、ふれあい広場、噴水、大型遊具 ・駐車場 ・植栽 ・その他付随施設
利用料金	なし（施設の一部を除く）
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時から午後 4 時 30 分 ・月曜日休館（ただし月曜日が祝日の場合は翌日） ※夏休み期間中は開館 ・年末年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市緑化植物園」と「グリーンパーク」のゾーンで構成されており、緑化木約千種類、7 万 5 千本が植栽され、シンボリックな施設であるウッドリームフクイ、ウッドハウス九頭竜、熱帯展示温室や大型遊具、芝生広場等が配置されている。 ・緑化木・熱帯植物・花・盆栽の展示や緑に関する相談など、みどり豊かな自然環境の中で、楽しみながら、みどりに親しみ学ぶことができる総合的な公園施設である。

[ウッドリームフクイ]



[熱帯植物園]



総合グリーンセンターは基本的には林業関係の試験場であるが、公園としても非常に規模が大きい。写真左のウッドリームフクイや写真右の熱帯植物園の他、芝生広場、野外ステージ、大型遊具などを備えている。

る。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

総合グリーンセンターに相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなものであり、47都道府県中、指定管理者制度導入が6、独立法人化が3である。ただし、福井県の総合グリーンセンターは、試験場に樹木を中心とした公園部分とレジャー施設要素が高い公園部分が合わさっている独特な施設であり、他県の状況はあまり参考にならないかもしれない（県産材活用課が調査した範囲では、石川県の施設がやや近い）。

<他県の状況・総合グリーンセンターに相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	独法化	東京都	独法化	滋賀県	直営	香川県	直営
青森県	独法化	神奈川県	直営	京都府	直営	愛媛県	直営
岩手県	指定管理	新潟県	直営	大阪府	直営	高知県	直営
宮城県	直営	富山県	直営	兵庫県	直営	福岡県	直営
秋田県	指定管理	石川県	直営	奈良県	直営	佐賀県	直営
山形県	直営	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	直営
福島県	直営	山梨県	指定管理	鳥取県	直営	熊本県	直営
茨城県	直営	長野県	直営	島根県	直営	大分県	直営
栃木県	直営	岐阜県	直営	岡山県	直営	宮崎県	指定管理
群馬県	直営	静岡県	直営	広島県	直営	鹿児島県	直営
埼玉県	指定管理	愛知県	指定管理	山口県	直営	沖縄県	直営
千葉県	直営	三重県	直営	徳島県	直営	—	—

直営・・・38 指定管理・・・6 独立法人化・・・3 設置なし・・・0

②指定管理を導入している自治体における状況

指定管理者制度を導入している6自治体と独立法人化している3自治体の施設について、福井県の総合グリーンセンターと形態がかなり異なるものであれば、あまり参考にはできないかもしれないが、一度、調査してみる価値はある。

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

直営のメリットとしては、試験研究機関が直接樹木等を管理することによる専門性や技術力の活用が考えられ、一方、指定管理者制度を導入した場合は、施設の利用時間の延長など柔軟性のある運営が一般的なメリットとして想定される。ただし、外部監査の見立て

では、指定管理にどのようなメリットがあるとしても、総合グリーンセンターを一体的に指定管理とするのは合理的でないと考える。それだと候補者をみつけるのが難しい。指定管理に進むのであれば、分割しての管理が妥当であろう。したがって、指定管理者制度導入の前提は、福井県が当該施設の活用について、「総合的に運用した方が、活用面とコスト面とで結果が出しやすい」と判断するかどうかである。

福井県の方針は、基本的には総合グリーンセンターの機能を総合的に使っていく方針をとっている。「平成 26 年に舞鶴若狭自動車道全線開通があつて」、「平成 30 年に福井国体があつて」というように緑や花が必要なビックイベントが直近に控えていることも要因の一つとなっている。

直営施設に関する外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

4 生活学習館

1 施設の概要

所管課	総務部男女参画・県民活動課
施設の所在地	福井市下六条町 14 - 1
設置年月・根拠条例等	平成 7 年 7 月 福井県生活学習館の設置および管理に関する条例
設置目的	男女が共に参画する社会の実現および県民の生涯学習の充実を図るため、設置する。
施設の内容	敷地面積 9,580 m ² 建築面積 3,585.64 m ² [利用施設の内容] 学習室 8、和室 2、茶室、ミーティングルーム 5、映像ホール、パソコン実習室、創作実習室、木工室、音楽練習室、調理実習室、消費生活研修室、多目的ホール、楽屋 2、フィットネスルーム、ギャラリー 3
利用料金	あり（条例による）
利用時間・休館日	・午前 9 時～午後 9 時 ・休館日 月曜日（休日に当たるときを除く）・第 3 日曜日・休日の翌日（土曜、日曜または休日に当たるときを除く）・12 月 28 日～1 月 4 日まで
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・企画・相談機能 事業の総合企画や広報誌の発行、生涯学習相談業務、女性総合相談業務、女性の社会参加支援 ・交流支援機能 イベントの開催や自主活動グループ、広域学習グループ、ボランティア活動団体等への場所の提供等を通じた各種交流の支援 ・学習・研修機能 男女共同参画社会に向けた様々な講座の開催や、福井ライフアカデミーの拡充を通じた各種講座・講演・セミナー開催による学習機会の提供とその成果を生かした指導者の育成・研修 ・情報機能 情報メディア機器を使った情報提供の充実および貸出教材の制作、提供、さらに女性の社会参画に関する情報も含めた生涯学習情報ネットワークの拠点づくり ・調査・研究機能 学習ニーズの調査や意識調査の実施と各種専門研究

[生活学習館の外観]



[生活学習館のエントランス]



生活学習館は、福井市の郊外に立地している。近隣に福井県産業会館や福井県中小企業産業大学校があり、

駐車スペースについては、それら関連施設と融通が可能である。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

生活学習館に相当する他県における公の施設の状況は下表のようなものである。47 都道府県中、かなり多くの自治体が指定管理者制度を導入している。

<他県の状況・生活学習館に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	指定管理	東京都	直営	滋賀県	直営	香川県	指定管理
青森県	指定管理	神奈川県	直営	京都府	直営	愛媛県	指定管理
岩手県	設置なし	新潟県	指定管理	大阪府	指定管理	高知県	指定管理
宮城県	指定管理	富山県	指定管理	兵庫県	直営	福岡県	指定管理
秋田県	指定管理	石川県	指定管理	奈良県	直営	佐賀県	指定管理
山形県	指定管理	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	直営
福島県	指定管理	山梨県	指定管理	鳥取県	直営	熊本県	直営
茨城県	指定管理	長野県	指定管理	島根県	指定管理	大分県	直営
栃木県	指定管理	岐阜県	指定管理	岡山県	直営	宮崎県	指定管理
群馬県	直営	静岡県	指定管理	広島県	直営	鹿児島県	直営
埼玉県	直営	愛知県	指定管理	山口県	直営	沖縄県	指定管理
千葉県	指定管理	三重県	指定管理	徳島県	指定管理	—	—

直営・・・18 指定管理・・・28 設置なし・・・1

福井の生活学習館はいわゆる「女性センター」と言われるものである。「女性センター」は、団体の交流や学習の場として活用されている他、図書貸出（ライブラリー運営）や研修事業を行っている。男女参画・県民活動課が把握しているところによると、「女性センター」は45 県（合計47 センター）にあり、うち約半数の24 県（26 センター）において指定管理者制度を導入している。そのうち施設管理業務のみを指定管理者制度によって行っているセンターは7、施設管理業務に加え研修などのセンター業務もあわせて指定管理者制度により行っているセンターは19 センターである。指定管理者となっているのは、民間会社（5 センター）やNPO（6 センター）財団法人（13 センター）である。

[男女参画・県民活動課が把握している各県指定管理業務の範囲と指定管理者の形態]

区分	民間会社	NPO	財団法人	不明
施設管理	1	0	4	2
施設管理+業務運営	4	6	9	0

各県の導入状況を見ても、導入しやすい理由については明確には分析できないが、「公の施設について、民間業者などが有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図る」という指定管理者制度の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて導入を進めていると考えられている。

また、全国的な傾向として、東京都や神奈川県といった都市部や近畿圏に直営が多いが、これは、施設管理に関するノウハウを持つ民間会社が多数あり、それらの競争によって業務委託の形でも十分に施設管理費を抑制できること、人口が多いため十分な利用者が確保できており、指定管理者制度の導入の議論まで達していないと想定されることが、その理由であろうと分析されている。また、それらの都府県にはそれぞれの都府県が出資している女性団体がないことも要因の一つと推定されている。

②指定管理を導入している自治体における状況

指定管理者制度を導入している自治体のうち、石川県と富山県の状況は以下のとおりである。

(i) 石川県（指定管理者：財団法人石川女性センター）

石川県の施設は、入館者数や利用料収入が増加している。これは、指定管理者による接客の向上やインターネットによる利用を可能としたことや石川県による施設の改修・駐車場の改善などが要因とみられる。

[入館者数・利用料金収入の状況]

入館者数	平成 17 年度 約 8 万人	平成 23 年度 9 万人
利用料金収入	平成 17 年度 8,000 千円	平成 23 年度 13,000 千円

(ii) 富山県（指定管理者：サンフォルテ JOI グループ）

富山県の施設については、県からの派遣職員は減少したものの（平成 17 年度に 4 人だったものが、平成 23 年度には 1 人）、利用者数・利用料収入も減少している。

[入館者数・利用料金収入の状況]

入館者数	平成 19 年度 4,144 人	平成 23 年度 3,350 人
利用料金収入	平成 19 年度 24,776 千円	平成 23 年度 22,550 千円

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

こういった施設に関して、直営のメリットは、行政の意向を直接かつ直ちに反映できることである。特に男女共同参画については、社会情勢の変化により政策的な施策が求めら

れることが多く、この点で直営は有利である。一方、指定管理者制度のメリットとしては、人件費や施設管理費の抑制といった指定管理者制度による一般的なものとなる。施設の性質上、固有のメリットは無いと考えられる。

福井県は、生活学習館について第三次行政改革実行プランの中で、指定管理者制度の導入を検討することとしている。具体的には、研修・相談業務以外の施設管理（貸館業務を含む）部門について指定管理者制度を導入する方向で検討を進めている。ただ、既に管理業務については民間会社へ個別に委託しており、福井県と業者との調整業務が増えるのではないかと懸念もある。所管課はコスト削減面での指定管理者制度の導入メリットがどの程度あるのかを、他県の状況をも踏まえて検討中とのことである。

直営施設に関しての外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

5 産業技術専門学院（福井産業技術専門学院、敦賀産業技術専門学院）

1 施設の概要

[福井産業技術専門学院]

所管課	産業労働部労働政策課
施設の所在地	福井市林藤島町第20号1番地3
設置年月・根拠条例等	昭和20年12月 福井県立職業能力開発校条例
設置目的	新規学卒者や、離・転職者および在職労働者を対象に、技能・知識を習得させるために職業能力開発促進法に基づき設置している職業能力開発校である。
施設の内容	職業訓練等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備科他7科の施設内職業訓練の実施 ・委託訓練、在職者訓練の実施 ・企業等が行う能力開発への支援 敷地面積 34,449 m ² 建物面積 8,670 m ² 本館館：3,669.05 m ² 、人材開発センター：780.00 m ² 、実習場：2,545.40 m ² 体育館：997.32 m ² 、危険物倉庫他：133.00 m ² 、渡り廊下：545.24 m ² その他 グラウンド 7,200 m ² 駐車場 1,700 m ²
利用料金	なし
利用時間・休館日	・午前9時から午後5時 (在職者を対象にした訓練を夜間に行うこともある) ・休館日 土・日・祝日、12月29日～1月3日 (必要があれば休館日にも施設貸出を行う)
施設の特徴	新規学卒者・一般求職者および在職労働者に対し、それぞれの目的と能力に応じた体系的な職業能力開発を行い、時代のニーズにあった実践的能力を有する技術者を養成するとともに、企業等が行う教育訓練に対し相談・指導・援助・情報の提供等、職業能力開発に関する総合アドバイザーとして産業界に貢献する。

[福井産業技術専門学院の外観]



[福井産業技術専門学院の内部]



福井産業技術専門学院の立地は国道に近く、学生が自動車でアクセスするのに便利である。写真右は、写真左中央の入口を入ったところ。

[敦賀産業技術専門学院]

所管課	産業労働部労働政策課
施設の所在地	敦賀市道口 19 号 2 - 1
設置年月・根拠条例等	昭和 21 年 3 月 福井県立職業能力開発校条例
設置目的	新規学卒者や、離・転職者および在職労働者を対象に、技能・知識を習得させるために職業能力開発促進法に基づき設置している職業能力開発校である。
施設の内容	職業訓練等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・溶接技術科他 5 科の施設内職業訓練の実施 ・委託訓練、在職者訓練の実施 ・企業等が行う能力開発への支援 本館 (1,418.92 m ²) 人材開発センター (630.85 m ²) 溶接設備科実習場 (639.80 m ²) 電気機器科実習場 (652.80 m ²) 体育館 (511.00 m ²) その他付随設備
利用料金	なし
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時から午後 5 時 (在職者を対象にした訓練を夜間に行うこともある) ・休館日 土・日・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日 (必要とあれば休館日にも施設貸出を行う)
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策として、学卒未就職者および離・転職者等に対し、再就職を図るための職業訓練を行っている。 ・ハローワーク、中学、高校と連携して訓練を実施している。 ・在職者労働者の雇用安定およびスキルアップを図るため、各種技能講座を実施している。 ・企業の従業員教育の支援として、研修室等の貸出を行っている。

[敦賀産業技術学院の外観]



[敦賀産業技術学院の内部]



敦賀産業技術学院は敦賀市の中心部からは離れるが、こちらも国道に近く、自動車でのアクセスは便利である。写真右は 1 階のロビーの様子。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

産業技術専門学院に相当する他県における公の施設の状況は下表のようなものであるが、47 都道府県中、指定管理者制度を導入しているところはない。これは、国の制度上の理由による。

国は、平成 21 年度まで、職業能力開発促進法に基づき設置される公共職業能力開発施設について、設置者である国、都道府県、市町村が自ら管理運営を行うべきとしていた、ところが、平成 22 年度にそれまでの方針を 180 度転換し、都道府県または市町村以外のものが管理運営できるとした。

こうした国の急激な方針転換に加え、指定管理者として学卒未就職者や離職者、障害者などへの、ものづくり系を含んだ職業訓練の実施、あわせて訓練生に対する生活指導・就職支援までを適正に行える事業者が見当たらないこと、また、現在配置されている職業訓練指導員の配置転換といった課題もあり、導入が進んでいないと分析されている。

<他県の状況・産業技術専門学院に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	直営	東京都	直営	滋賀県	直営	香川県	直営
青森県	直営	神奈川県	直営	京都府	直営	愛媛県	直営
岩手県	直営	新潟県	直営	大阪府	直営	高知県	直営
宮城県	直営	富山県	直営	兵庫県	直営	福岡県	直営
秋田県	直営	石川県	直営	奈良県	直営	佐賀県	直営
山形県	直営	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	直営
福島県	直営	山梨県	直営	鳥取県	直営	熊本県	直営
茨城県	直営	長野県	直営	島根県	直営	大分県	直営
栃木県	直営	岐阜県	直営	岡山県	直営	宮崎県	直営
群馬県	直営	静岡県	直営	広島県	直営	鹿児島県	直営
埼玉県	直営	愛知県	直営	山口県	直営	沖縄県	直営
千葉県	直営	三重県	直営	徳島県	直営		

・直営・・・47

②指定管理を導入している自治体における状況

上述のとおり、現時点において、このような施設に対し指定管理者制度を導入している自治体はないわけであるが、指定管理となりうる団体が複数あり、職業訓練指導員の配置を適切に行うことができれば、導入を検討する自治体も、おそらく出てくるものと考えられる。

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

現時点で、このような施設については全て直営である。これはメリットがあるからというよりも「指定管理者となりうる団体が見当たらない」というのが現実的な姿である。指定管理者になりうる団体は、職業訓練指導員資格を有する人材を十分に確保し、教育と就労支援の両方に力を発揮できる団体でなければならない。一方、指定管理者制度を導入した場合のメリットであるが、「コスト面以外では今のところよく判らない」といったところであろうか。

方向性というより福井県の場合も他県と同様、「指定管理者となりうる団体が見当たらない」状況であるが、所管課からは「訓練生の継続性、雇用情勢の急激な変化への対応、公共職業訓練としての質の確保、実効性を十分検討して方向性を打ち出す」との回答を得ている。

直営施設に関しての外部監査の意見は、基本的には総論にて述べたとおりであるが、外部監査としては平成 23 年度の監査において福井技術専門学院、敦賀技術専門学院それぞれに対し意見を表明している。指定管理者制度を検討するか否かに関わらず、取り組むべき課題はある。

設置年月・根拠条例等	昭和 57 年 6 月 福井県立若狭歴史民俗資料館の設置および管理に関する条例
設置目的	若狭地方の歴史、民俗等に関する資料の収集、保管および展示等を行い、もって県民の文化の向上に寄与するため設置する。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホール (225 m²) ・第 1 常設展示室 (571 m²) ・第 2 常設展示室 (146 m²) ・企画展示室 (315 m²) ・その他 (収蔵庫、講堂等)
利用料金	常設展示・・・個人 100 円 (団体 80 円) 小・中・高生、70 歳以上の方は無料 特別展・・・・・・その都度設定する
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、入館は午後 4 時 30 分まで) ・第 2・第 4 月曜日、年末年始休館
施設の特徴	嶺南地域の歴史と民俗に関わる多数の資料を、「若狭のあゆみ」、「若狭の四季とくらし」、「若狭のみほとけ」の各コーナーで紹介。

[若狭歴史民俗資料館の外観]



[若狭歴史民俗資料館の内部]



若狭歴史民俗資料館は、小浜市の郊外に立地している。写真右は 2 階の常設展示場の入口。

[一乗谷朝倉氏遺跡資料館]

所管課	観光営業部文化振興課
施設の所在地	福井市安波賀町 4 - 10
設置年月・根拠条例等	昭和 56 年 3 月 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の設置および管理に関する条例
設置目的	特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 (以下「朝倉氏遺跡」という。)に関する資料の収集、保管および展示等を行い、もって県民の文化の向上に寄与するため設置する。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室 (459 m²) ・エントランス (299 m²) ・その他 (屋外展示場等)
利用料金	常設展示・・・・個人 100 円 (団体 80 円) 小・中・高生、70 歳以上の方は無料 特別展・・・・・・その都度設定する

利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時から午後5時まで (ただし、入館は午後4時30分まで) ・年末年始休館、月1回の臨時休館
施設の特徴	越前一乗谷を拠点として開花したいわゆる朝倉文化を一目で分かるように、出土遺物を中心とする関係資料を展示。

[一乗谷朝倉氏遺跡資料館の外観]



[一乗谷朝倉氏遺跡資料館のエントランス]



一乗谷朝倉氏遺跡資料館は福井市の郊外一乗谷遺跡の手前に立地している。写真右は資料館のエントランスである。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

i 福井県立歴史博物館

福井県立歴史博物館に相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなものであるが、47都道府県中12自治体が指定管理者制度を導入している。この数値からは、歴史博物館が指定管理者制度にフィットするとは必ずしも言えないだろう。博物館に指定管理者制度を導入するかどうかは、各自自治体が博物館をどのようなものと位置付けているかによって方向性は変わってくると考えられる。

<他県の状況・福井歴史博物館に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	直営	東京都	指定管理	滋賀県	直営	香川県	直営
青森県	指定管理	神奈川県	直営	京都府	設置なし	愛媛県	指定管理
岩手県	指定管理	新潟県	直営	大阪府	設置なし	高知県	設置なし
宮城県	直営	富山県	指定管理	兵庫県	直営	福岡県	指定管理
秋田県	直営	石川県	直営	奈良県	直営	佐賀県	直営
山形県	指定管理	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	指定管理

福島県	直営	山梨県	直営	鳥取県	直営	熊本県	設置なし
茨城県	指定管理	長野県	直営	島根県	指定管理	大分県	直営
栃木県	直営	岐阜県	直営	岡山県	直営	宮崎県	直営
群馬県	直営	静岡県	設置なし	広島県	直営	鹿児島県	直営
埼玉県	指定管理	愛知県	設置なし	山口県	直営	沖縄県	指定管理
千葉県	直営	三重県	直営	徳島県	直営		

直営・・・29 指定管理・・・12 設置なし・・・6

ii 若狭歴史民俗資料館

若狭歴史民俗資料館に相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなものであるが、現在 47 都道府県中、27 自治体には同様な名称のものは無い。ただし、これは名称上のものであると推測される。一時期、「歴史民俗資料館」という名称の施設が各県で設置されたが、「資料館」という語の持つイメージもあってか「博物館」に名称を変更した施設が多くある。それゆえ「歴史民俗資料館」が珍しいのではなく、もともと多くあった「歴史民俗資料館」が「博物館」に名称変更したというのが実情で、実質的には各県に設置されていると考えられる。したがって、「歴史民俗資料館」としての他県の状況は確かに下表のような状況であるが、外部監査としての認識は、「嶺南地域にある歴史博物館で規模がやや小さいもの」となる。

指定管理者制度の議論からは少しずれるが、外部監査としては「県の施設であれば、嶺北にあるものは基本的には嶺南にもあるのが当然」という立場である。直営・指定管理に関わらず維持すべきである。それゆえ、福井県はコスト削減にも真剣に取り組まなければならないし利用度の向上がより重視されるもの当然のことである。

<他県の状況・歴史民族資料館に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	指定管理	東京都	設置なし	滋賀県	設置なし	香川県	その他
青森県	設置なし	神奈川県	設置なし	京都府	直営	愛媛県	設置なし
岩手県	設置なし	新潟県	設置なし	大阪府	指定管理	高知県	指定管理
宮城県	設置なし	富山県	設置なし	兵庫県	直営	福岡県	指定管理
秋田県	設置なし	石川県	直営	奈良県	設置なし	佐賀県	直営
山形県	指定管理	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	直営
福島県	設置なし	山梨県	直営	鳥取県	設置なし	熊本県	設置なし
茨城県	設置なし	長野県	設置なし	島根県	設置なし	大分県	直営
栃木県	指定管理	岐阜県	設置なし	岡山県	設置なし	宮崎県	設置なし
群馬県		静岡県	設置なし	広島県	直営	鹿児島県	直営
埼玉県	直営	愛知県	設置なし	山口県	設置なし	沖縄県	設置なし
千葉県	設置なし	三重県	設置なし	徳島県	設置なし		

・直営・・・12 指定管理・・・6 その他・・・1 設置なし・・・27

iii 一乗谷朝倉氏遺跡資料館

一乗谷朝倉氏遺跡は、昭和46年、国の特別史跡に指定された戦国時代の遺跡であり、そもそかなり特殊なものである。同様なものといっても下表に示したように10カ所しかない。資料館については、発掘された数多くの遺跡・遺物等貴重な学術成果と歴史的資料を展示するため、昭和56年に県立朝倉氏遺跡資料館として開館している。他県の施設がどのようなものか詳細は判らないが、特殊なものである所以他県の事例はあまり参考にならないかもしれない。

<他県の状況・遺跡資料館に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	指定管理	東京都	設置なし	滋賀県	指定管理	香川県	設置なし
青森県	設置なし	神奈川県	設置なし	京都府	設置なし	愛媛県	設置なし
岩手県	設置なし	新潟県	設置なし	大阪府	設置なし	高知県	設置なし
宮城県	直営	富山県	設置なし	兵庫県	設置なし	福岡県	設置なし
秋田県	直営	石川県	設置なし	奈良県	直営	佐賀県	設置なし
山形県	設置なし	福井県	直営	和歌山県	設置なし	長崎県	設置なし
福島県	設置なし	山梨県	設置なし	鳥取県	設置なし	熊本県	直営
茨城県	設置なし	長野県	設置なし	島根県	設置なし	大分県	設置なし
栃木県	設置なし	岐阜県	直営	岡山県	設置なし	宮崎県	直営
群馬県	設置なし	静岡県	設置なし	広島県	設置なし	鹿児島県	設置なし
埼玉県	設置なし	愛知県	設置なし	山口県	設置なし	沖縄県	設置なし
千葉県	設置なし	三重県	直営	徳島県	設置なし		

直営・・・8 指定管理・・・2 設置なし・・・37

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

博物館に関してはそれぞれのメリットを考えるとというよりも、各自治体が博物館をどのようなものと位置付けているかと、そのことについて住民がどのように理解しているのかポイントとなるであろう。博物館は一般的にはいろいろなものを展示する施設として認識されているが、一方で、文化や科学の研究施設でもある。後者、つまり公的な研究施設であることを重視すれば博物館について、工業技術センターや農業試験場と同じような捉え方も決して極端なものではなくなる。福井県が博物館に対して要求している機能は、なによりも「長期的な視点に立った調査研究や資料収集、それらの保存」であり、その結果、福井県は「博物館」に関しては、全て直営の方針をとっている。

福井県は指定管理者制度の導入意図として「利用率の向上」、「コストダウン」を挙げている。今回の外部監査の結果、その点は福井県が考えたとおりであり、指定管理者制度の導入は、その両者に大きく貢献することは明らかである。しかし「それら以上に重視すべきものがあり、そのことに対して住民の支持があれば、そこにこだわる必要はない」というのが外部監査人の基本的立場であり、また「指定管理には及ばなくとも、直営のままでも利用率の向上やコストダウンを推進することはできる」（詳細は総論にて示したとおり）と

も考えている。ただし、それには利用者でありコストの負担者でもある福井県民に説明を
尽くしてしていくことが何よりも必要である。

直営施設に関する外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

度を導入しやすいかどうかでいえば、どちらかといえば導入しにくい施設と考えられる。

<他県の状況・美術館に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	直営	東京都	指定管理	滋賀県	直営	香川県	直営
青森県	直営	神奈川県	直営	京都府	指定管理	愛媛県	直営
岩手県	指定管理	新潟県	直営	大阪府	設置なし	高知県	指定管理
宮城県	直営	富山県	指定管理	兵庫県	両方あり	福岡県	直営
秋田県	指定管理	石川県	直営	奈良県	直営	佐賀県	直営
山形県	設置なし	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	指定管理
福島県	直営	山梨県	指定管理	鳥取県	設置なし	熊本県	指定管理
茨城県	直営	長野県	指定管理	島根県	指定管理	大分県	直営
栃木県	直営	岐阜県	直営	岡山県	指定管理	宮崎県	直営
群馬県	直営	静岡県	直営	広島県	指定管理	鹿児島県	設置なし
埼玉県	直営	愛知県	直営	山口県	指定管理	沖縄県	指定管理
千葉県	直営	三重県	直営	徳島県	直営		

直営・・・28 指定管理・・・15 設置なし・・・4

②指定管理を導入している自治体における状況

所管課の有する資料「平成 23 年度都道府県立美術館副館長等事務責任者会議」では、8 つの美術館について、いくつかの項目についてその内容は確認できたが、成果等が数値で示されていないので、ここでの分析には利用できない。しかしながら、それぞれの施設で、美術館運営に特有の苦労があるようである。

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

外部監査としては、美術館についても博物館と同様な捉え方をしている。サービス・コスト面に重点を置けば指定管理、収集や保存、学術面に重点を置けば直営にそれぞれ利点がある。福井県としては収集や保存、学術面に重点を置き、直営の方針をとっている。そのことについて福井県は福井県民にしっかりと話しておく必要があると考える。

直営施設に関しての外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

8 県立図書館（福井県立図書館、福井県立若狭図書学習センター）

1 施設の概要

[福井県立図書館]

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
施設の所在地	福井市下馬町 51 - 11（平成 15 年 2 月より）
設置年月・根拠条例等	昭和 25 年 3 月 福井県立図書館設置条例
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 70,246 m² ・ 駐車場台数 379 台 延床面積 18,436 m²のうち 15,317 m²（残りは県文書館） 階数 地上 5 階、地下 1 階 一般開架、閉架書庫、郷土・環日本海コーナー、子ども室 多目的ホール パソコン席、インターネット閲覧席
利用料金	なし
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間 火～金 9:00～19:00 土・日・祝 9:00～18:00 休館日 月（ただし、祝日除く） 祝日の翌日（ただし、土・日・祝日除く） 毎月第 4 木（12 月除く。祝日の場合は翌日） 年末・年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 県文書館と併設 豊富な図書資料を手にとれる（開架書庫 30 万冊） 段差のないワンフロアの開架エリア 書庫収容能力の大きさ（160 万冊） 図書館情報システムによる所蔵資料の検索、予約

[福井県立図書館の外観]



[福井県立図書館のエントランス]



福井県立図書館は福井市郊外に立地している。自家用車による来館者が多いため駐車場も広い。図書館内はバリアフリーとなっている。

[福井県立若狭図書学習センター]

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
-----	--------------

施設の所在地	小浜市南川町 6 - 11 (平成元年 4 月より)
設置年月・根拠条例等	昭和 56 年 3 月 福井県立図書館設置条例
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 5,000 m² ・駐車場台数 35 台 ・延床面積 4,698 m² ・階数 地上 2 階 ・一般資料コーナー、郷土資料コーナー、こどもコーナー、書庫 ・学習情報コーナー、ビデオルーム ・多目的ホール、講堂、研修室
利用料金	なし
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 火～金 9:00～19:00 土・日・祝 9:00～18:00 ・休館日 月 (ただし、祝日除く) 祝日の翌日 (ただし、土・日・祝日除く) 毎月第 4 木 (2 階図書フロアのみ。12 月除く。祝日の場合は翌日) 年末・年始
施設の特徴	・図書館機能と生涯学習センター機能を備えた複合施設

[若狭図書学習センターの外観]

[若狭図書学習センターのエントランス]



若狭図書学習センターは小浜市に立地している。図書館はこの建物の 2 階にある。1 階は多目的ホール等があり、生涯学習センター機能を有している。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

県立図書館に相当する他県における公の施設の状況は下表のようなものであるが、47 都道府県中 4 自治体しか指定管理者制度を導入していない。その理由として考えられるのは図書館が利用料金が全く発生しない施設であり、指定管理者制度の有効性を引き出しにくい施設であることが第一であろう。また、調査研究の支援や資料の利用相談を専門的な視

点から行うことが重視される職員の専門性や市町の図書館との連携や支援を行うべき県立図書館の位置づけも、指定管理者制度が導入されにくい要因と推測できる。

<他県の状況・図書館に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	直営	東京都	直営	滋賀県	直営	香川県	直営
青森県	直営	神奈川県	直営	京都府	直営	愛媛県	直営
岩手県	指定管理	新潟県	直営	大阪府	直営	高知県	直営
宮城県	直営	富山県	直営	兵庫県	直営	福岡県	直営
秋田県	直営	石川県	直営	奈良県	直営	佐賀県	直営
山形県	直営	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	直営
福島県	直営	山梨県	指定管理	鳥取県	直営	熊本県	直営
茨城県	直営	長野県	直営	島根県	直営	大分県	直営
栃木県	直営	岐阜県	直営	岡山県	指定管理	宮崎県	直営
群馬県	直営	静岡県	直営	広島県	直営	鹿児島県	直営
埼玉県	直営	愛知県	指定管理	山口県	直営	沖縄県	直営
千葉県	直営	三重県	直営	徳島県	直営		

直営・・・43 指定管理・・・4

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

上述した専門性の保持や市町図書館への支援などは直営の方が有利である。指定管理者制度を導入した場合、コスト面以外で見ると図書館としての専門性以外のところでのサービス向上については期待できるかもしれない。ただ、福井県の方針というよりも、全国状況をみれば、現在のところは図書館への指定管理者制度導入は難しいと考えるのが妥当であろう。直営施設に関しての外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

9 福井県文書館

1 施設の概要

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
施設の所在地	福井市下馬町 51 - 11
設置年月・根拠条例等	平成 14 年 3 月 福井県文書館の設置および管理に関する条例
設置目的	県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するため。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 70,246 m² ・駐車台数 379 台 ・延床面積 18,436 m² のうち 3,119 m² (残りは県立図書館 15,317 m²) ・階数 地上 5 階、地下 1 階 ・閲覧席、書庫、燻蒸室、撮影室
利用料金	なし
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 9:00～17:00 ・休館日 月 (ただし、祝日除く) 祝日の翌日 (ただし、土・日・祝日除く) 毎月第 4 木 (12 月を除く。祝日の場合は翌日) 年末・年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館と併設 ・古文書を収蔵する貴重書庫等の大きさ 第 1～第 4 書庫 約 20 万冊、貴重書庫 (古文書) 7 万点 フィルム庫 マイクロフィルム約 9 万 5 千巻 ・文書館情報システムによる所蔵資料目録の検索

[福井県文書館の外観]



[福井県文書館のエントランス]



文書館は福井市の郊外にある福井県立図書館に併設されている。文書館へは福井県立図書館と共通のエントランスから入館する。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

文書館に相当する他県における公の施設の状況は下表のようなものであるが、47 都道府県中 3 県しか指定管理者制度を導入していない。その理由として挙げられるのは、(i) 個人情報保護の確保、(ii) 行政を熟知している必要性、(iii) 調査研究専門職員の必要性、(iv) 継続性のある保存の必要性（指定管理者制度は一定期間ごとに管理者変更の可能性がある制度である）、の 4 点である。

<他県の状況・文書館に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	直営	東京都	直営	滋賀県	設置なし	香川県	直営
青森県	設置なし	神奈川県	直営	京都府	直営	愛媛県	設置なし
岩手県	設置なし	新潟県	直営	大阪府	直営	高知県	設置なし
宮城県	直営	富山県	直営	兵庫県	直営	福岡県	指定管理
秋田県	直営	石川県	設置なし	奈良県	直営	佐賀県	設置なし
山形県	設置なし	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	設置なし
福島県	指定管理	山梨県	設置なし	鳥取県	直営	熊本県	設置なし
茨城県	直営	長野県	直営	島根県	設置なし	大分県	直営
栃木県	直営	岐阜県	直営	岡山県	直営	宮崎県	直営
群馬県	直営	静岡県	設置なし	広島県	直営	鹿児島県	設置なし
埼玉県	直営	愛知県	直営	山口県	直営	沖縄県	指定管理
千葉県	直営	三重県	設置なし	徳島県	直営	—	—

直営・・・29 指定管理・・・3 設置なし・・・15

②指定管理を導入している自治体における状況

福井県の文書館は県立図書館とくっついている。生涯学習・文化財課の調査によれば、このような形態をとっている施設を有する県は、秋田県、新潟県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、大分県の 8 つである。いずれも直営スタイルであり、指定管理者制度を導入している自治体で福井県と類似の形態をとるところはないので、直接的には参考にはならないかもしれない。ただし、指定管理者制度を導入している施設が上記 4 つの課題をどうクリアしようとしているのかについては、文書館以外のところで応用できるかもしれないから、その点で調査の価値としてはある。

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

直営のメリットというより直営が好ましいとされる理由は、上記に挙げた 4 点、個人情報の秘匿性の確保、行政を熟知していることによる公文書の内容や性格、意義への理解、古文書の調査研究に欠かせない調査研究専門職員の確保、資料保存の継続性である。一方、指定管理のメリットとしては利用時間の延長などのサービス向上や幅広い広報手段などが

挙げられる。

福井県としては築後 10 年となり、今後大規模なメンテナンスが必要になることも考えられることもあり直営の方針であるが、いずれにしても上記 4 点の課題がクリアされなければ、他県同様、指定管理は考えにくいのではないかと。

直営施設についての外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

1 0 青少年教育施設（福井県立青少年センター、福井県立奥越高原青少年自然の家、福井県立芦原青年の家、福井県立鯖江青年の家、福井県立三方青年の家）

1 施設の概要

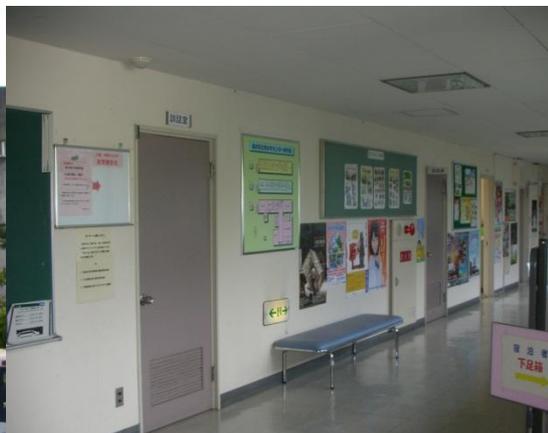
[福井県立青少年センター]

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
施設の所在地	福井市福新町 2505
設置年月・根拠条例等	昭和 45 年 3 月 福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例
設置目的	青少年の研修活動その他の集団活動を推進し、もって心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
施設の内容	・延床面積 2,899 m ² （敷地面積 5,179 m ² ・・県教育研究所管理） ・階数 地上 3 階、地下 1 階 ・宿泊室 70 名、大研修室、小研修室、講堂、和室、談話室
利用料金	小・中学生 270 円、高校生 390 円、26 歳未満 530 円、26 歳以上 880 円
利用時間・休館日	・休館日 月曜日（ただし、第 3 日曜の翌日除く）、第 3 日曜日、祝日、年末年始
施設の特徴	・青少年教育施設 ・都市部型 ・社会体験型（青少年団体の活動の場や運動公園等を活用）

[福井県立青少年センターの外観]



[福井県立青少年センターの内部]



福井県立青少年センターは運動公園に隣接している。福井市街地にあるが建物は老朽化している。宿泊室は 70 名で、福井県の青少年教育施設の中では最も少ない。

[福井県立奥越高原青少年自然の家]

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
施設の所在地	大野市南六呂師 169 - 8
設置年月・根拠条例等	昭和 51 年 10 月 福井県立奥越高原青少年自然の家の設置および管理に関する条例
設置目的	恵まれた自然環境の中で、野外活動および集団宿泊生活を通じて青少年の

	情操や社会性を豊かにするとともに、身体を鍛え、もって健全な少年の育成を図るため。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 312,146 m² ・駐車台数 110 台 ・延床面積 7,896 m² ・階数 地上 3 階、地下 1 階 ・宿泊室 350 名、多目的ホール、体育館、談話ホール、研修室、スキー用具室、クラフト室、キャンプ場
利用料金	小・中学生 310 円、高校生 470 円、26 歳未満 620 円、26 歳以上 1,100 円
利用時間・休館日	・休館日 月曜日、祝日、年末・年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育施設 ・山岳型 ・自然体験型

[福井県立奥越高原青少年自然の家外観]

[福井県立奥越高原青少年自然の家内部]



福井県立奥越高原青少年自然の家は大野市の六呂師に立地している。福井県の施設では自然保護センターが近い。宿泊数 350 名が示すように、福井県の青少年教育施設の中では極めて規模が大きい。

[福井県立芦原青年の家]

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
施設の所在地	あわら市北潟 250 - 20
設置年月・根拠条例等	昭和 41 年 4 月 福井県立青年の家設置条例
設置目的	心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 21,884 m² ・駐車台数 20 台 ・延床面積 1,719 m² ・階数 地上 2 階 ・宿泊室 80 名、研修室、和室、体育館、グラウンド、キャンプ場
利用料金	小・中学生 270 円、高校生 390 円、26 歳未満 530 円、26 歳以上 880 円
利用時間・休館日	・休館日 月曜日（ただし、第 3 日曜の翌日除く）、第 3 日曜日、祝日、年末年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育施設 ・湖畔型 ・自然体験型（湖畔や海浜の自然を活用）

[福井県立芦原青年の家外観]



[福井県立芦原青年の家の内部]



福井県立芦原青年の家はあわら市の北潟湖の湖畔に立地しており、静かな環境。

[福井県立鯖江青年の家]

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
施設の所在地	鯖江市上野田町 19 - 1
設置年月・根拠条例等	昭和 47 年 12 月 福井県立青年の家設置条例
設置目的	心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 32,288 m² ・駐車台数 40 台 ・延床面積 3,975 m² ・階数 地上 3 階 ・宿泊室 120 名、研修室、和室、多目的ホール、体育館
利用料金	小・中学生 270 円、高校生 390 円、26 歳未満 530 円、26 歳以上 880 円
利用時間・休館日	・休館日 月曜日（ただし、第 3 日曜の翌日除く）、第 3 日曜日、祝日、年末年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育施設 ・都市近郊型 ・自然体験・社会体験型

[福井県立鯖江青年の家の外観]



[福井県立鯖江青年の家の内部]



福井県立鯖江青年の家は鯖江市郊外の小高い山の上に立地している。自然豊かだが地域の人も利用しやすい

い。

[福井県立三方青年の家]

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
施設の所在地	若狭町鳥浜 122 - 27 - 1 (平成 14 年度から)
設置年月・根拠条例等	昭和 38 年 5 月 福井県立青年の家設置条例
設置目的	心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
施設の内容	・敷地面積 17,143 m ² ・駐車台数 116 台 ・延床面積 3,473 m ² ・階数 地上 3 階 ・宿泊室 120 名、研修室、和室、体育館 (多目的ホール)、キャンプ場
利用料金	小・中学生 270 円、高校生 390 円、26 歳未満 530 円、26 歳以上 880 円
利用時間・休館日	・休館日 月曜日 (ただし、第 3 日曜の翌日除く)、第 3 日曜日、祝日、年末年始
施設の特徴	・青少年教育施設 ・湖畔型 ・自然体験型 (湖畔や海浜の自然を活用)

[福井県立三方青年の家外観]



[福井県立三方青年の家内部]



福井県立三方青年の家は、若狭町の施設である縄文公園に隣接している。建物は平成 14 年度に建築されたもので、青少年教育施設の中では最も新しい。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

i 青少年センター

福井県立青少年センターに相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなもの

である。47 都道府県中、設置していない自治体が 27 あるが、青少年センターは後述する青少年自然の家、青年の家と同様の機能を有するものであり、他の都道府県では異なった名称で設置されているものと推測される。青少年センターとして設置されている自治体の中では、指定管理者制度を導入しているものが多い。

<他県の状況・青少年センターに相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	設置なし	東京都	設置なし	滋賀県	指定管理	香川県	指定管理
青森県	設置なし	神奈川県	直営	京都府	設置なし	愛媛県	設置なし
岩手県	設置なし	新潟県	直営	大阪府	設置なし	高知県	直営
宮城県	設置なし	富山県	設置なし	兵庫県	設置なし	福岡県	直営
秋田県	指定管理	石川県	指定管理	奈良県	設置なし	佐賀県	設置なし
山形県	設置なし	福井県	直営	和歌山県	設置なし	長崎県	指定管理
福島県	設置なし	山梨県	指定管理	鳥取県	設置なし	熊本県	指定管理
茨城県	設置なし	長野県	設置なし	島根県	設置なし	大分県	設置なし
栃木県	指定管理	岐阜県	設置なし	岡山県	設置なし	宮崎県	設置なし
群馬県	指定管理	静岡県	設置なし	広島県	設置なし	鹿児島県	指定管理
埼玉県	指定管理	愛知県	直営	山口県	設置なし	沖縄県	設置なし
千葉県	指定管理	三重県	指定管理	徳島県	指定管理		

直営・・・6 指定管理・・・14 設置なし・・・27

ii 青少年自然の家

福井県立奥越高原青少年自然の家に相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなものである。同様の施設を設置している自治体の中では指定管理者制度を導入しているところが多い。

<他県の状況・青少年自然の家に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	指定管理	東京都	設置なし	滋賀県	直営	香川県	直営
青森県	直営	神奈川県	指定管理	京都府	指定管理	愛媛県	指定管理
岩手県	指定管理	新潟県	直営	大阪府	指定管理	高知県	指定管理
宮城県	直営	富山県	指定管理	兵庫県	指定管理	福岡県	直営
秋田県	直営	石川県	指定管理	奈良県	直営	佐賀県	指定管理
山形県	直営	福井県	直営	和歌山県	指定管理	長崎県	指定管理
福島県	直営	山梨県	指定管理	鳥取県	直営	熊本県	指定管理
茨城県	指定管理	長野県	指定管理	島根県	指定管理	大分県	その他
栃木県	指定管理	岐阜県	設置なし	岡山県	指定管理	宮崎県	指定管理
群馬県	直営	静岡県	直営	広島県	直営	鹿児島県	直営
埼玉県	直営	愛知県	指定管理	山口県	指定管理	沖縄県	設置なし
千葉県	指定管理	三重県	指定管理	徳島県	指定管理		

直営・・・17 指定管理・・・26 その他・・・1 設置なし・・・3

iii 青年の家

芦原、鯖江、三方の各青年の家に相当する他県における公の施設の状況は下表のようなものである。47都道府県中、設置していない自治体が25あるが、前述のとおり他の自治体では異なった名称で設置がされていると推測される。青年の家についても指定管理者制度導入自治体は直営を採用する自治体よりも多い。

<他県の状況・青年の家に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	直営	東京都	設置なし	滋賀県	設置なし	香川県	設置なし
青森県	設置なし	神奈川県	直営	京都府	設置なし	愛媛県	設置なし
岩手県	設置なし	新潟県	設置なし	大阪府	設置なし	高知県	指定管理
宮城県	設置なし	富山県	設置なし	兵庫県	設置なし	福岡県	直営
秋田県	設置なし	石川県	指定管理	奈良県	設置なし	佐賀県	設置なし
山形県	指定管理	福井県	直営	和歌山県	設置なし	長崎県	指定管理
福島県	設置なし	山梨県	設置なし	鳥取県	直営	熊本県	指定管理
茨城県	指定管理	長野県	指定管理	島根県	直営	大分県	直営
栃木県	直営	岐阜県	設置なし	岡山県	指定管理	宮崎県	設置なし
群馬県	設置なし	静岡県	指定管理	広島県	設置なし	鹿児島県	設置なし
埼玉県	設置なし	愛知県	指定管理	山口県	指定管理	沖縄県	直営
千葉県	指定管理	三重県	指定管理	徳島県	設置なし		

直営・・・9 指定管理・・・13 設置なし・・・25

こういった青少年教育施設は、都道府県レベルでは指定管理者制度の導入が目立つものの、人口の多い都市などは市が設置していることもあり、実際のところはよく判らない。また、導入自治体にはこれといった傾向はないようである。自治体がこれらのものに指定管理者制度を導入するかどうかは、おそらく当該自治体が青少年教育施設をどういったものとして位置付けているかが主たる要因となっていると考えられる。

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

直営のメリットは教職員の配置である。メリットというよりそれが全てであるが、教育という側面を重視するかどうか、指定管理者制度を導入するかどうかの分かれ目である。指定管理のメリットは、コスト以外であれば利用時間ぐらいである。

福井県の方針は明確である。福井県は青少年教育施設について、青少年の健全育成という目的を持った社会教育施設であり、そのためには児童生徒の指導に専門性を持つ教職員の配置が必要と考えている。また、安全性を第一に考えた場合、県を挙げての管理体制を確保することが必要なため直営としている。外部監査としては、福井県が教育に対し他のこととは一線を画していることについて賛成であるし、その旨について丁寧に説明する努力を怠らなければ、多くの県民はそのことについて理解してくれるだろうと考えている。

総論で述べたように、直営であってもコスト削減は可能であり、ましてや年中無休や利用時間の延長ぐらいのことは、決して難しいことではない。

1 1 自然保護施設（福井県自然保護センター、福井県海浜自然センター）

1 施設の概要

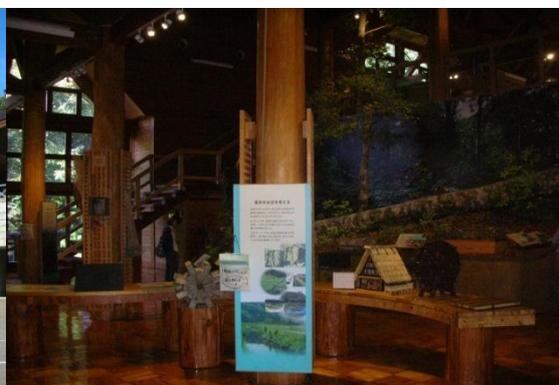
[福井県自然保護センター]

所管課	安全環境部自然環境課
施設の所在地	大野市南六呂師 169 - 11 - 2
設置年月・根拠条例等	平成 2 年 3 月 福井県自然保護センターの設置および管理に関する条例
設置目的	自然保護思想の普及を図り、もって県民の文化の向上に寄与するため設置する。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護センター「本館」(2,111 m²) 展示室、レクチャーホール、森の学習室、工作室、会議室、資料室、飼育室、事務室等 ・自然保護センター「観察棟」(418 m²) プラネタリウム室 (座席数 44)、野外観察室 (観察用望遠鏡)、天体観測室 (80 cm 反射式望遠鏡 1 台、付属望遠鏡) ・自然観察小屋 2 棟 (27 m² × 2 棟) ・自然観察の森 (約 28ha) 広場、遊歩道、湿原等 ・ウォーキングセンター (97 m²) 休憩所、周辺施設の紹介等 ・駐車場 (3 箇所)
利用料金	無料
利用時間・休館日	「本館」の開館時間 午前 9 時から午後 5 時 「観察棟」の開館時間 午前 9 時から午後 9 時 30 分 (ただし、日曜日の開館時間は午前 9 時から午後 5 時) 休館日 月曜日 (休日に該当する場合は除く)、休日の翌日 (土曜日、日曜日、休日に該当する場合は除く)、12 月 28 日から 1 月 4 日
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の観察、研究等のために必要な施設または設備の提供および助言・指導を行う。 ・自然に関する研修会、講習等の開催、自然に関する資料の収集、保管および展示、自然に関する調査および研究 ・傷病鳥獣の保護、リハビリ

[福井県自然保護センター外観]



[福井県自然保護センター内部]



福井県自然保護センターは大野市の六呂師にある。本館のほとんどは展示エリアが占めている。

[福井県海浜自然センター]

所管課	安全環境部自然環境課
施設の所在地	三方上中郡若狭町世久見 18 - 2
設置年月・根拠条例等	平成 11 年 3 月 福井県海浜自然センターの設置および管理に関する条例
設置目的	ふるさとの豊かな海との触れ合いの場を提供して、海の自然に対する県民の理解を深め、もって県民のゆとりある生活の実現に寄与する。
施設の内容	・海浜自然センター (2,082 m ²) ・駐車場 (1 箇所) ・植栽
利用料金	なし
利用時間・休館日	・午前 9 時から午後 5 時 (ただし、7 月 21 日～9 月まで午前 9 時から午後 6 時まで) ・月曜日休館 (ただし、7 月 21 日～9 月まで毎日開館)
施設の特徴	・スノーケリング、磯の生き物観察、野鳥観察、魚類の観察など、海や湖の自然とふれあう体験講座 ・若狭の海にいる魚たちにエサを与えることのできる「ふれあい水槽」や直接魚に触れることのできる「タッチプール」、海域公園の自然を立体ハイビジョン映像で紹介する「3D シアター若狭の海」などの展示物 ・食見地区周辺の自然環境調査などの調査事業

[福井県海浜自然センター外観]



[福井県海浜自然センター内部]



福井県海浜自然センターは若狭町の海岸沿いに立地している。建物内の展示に関してはもう少し工夫があっても良いのではないか。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

i 福井県自然保護センター

福井県自然保護センターに相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなもの

である。47 都道府県中 25 自治体が設置していないが、例えば市や町でそれに相当するものが設置されているなど、他県の事情は様々であろう。福井県としては、これを「県内の自然保護の拠点」として六呂師高原に設置し、自然保護のための専門職員も配置している。同様な施設を設置している 22 自治体のうち指定管理者制度を導入しているのは 12 施設である。

＜他県の状況・自然保護センターに相当する公の施設＞

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	設置なし	東京都	設置なし	滋賀県	設置なし	香川県	設置なし
青森県	指定管理	神奈川県	直営	京都府	設置なし	愛媛県	設置なし
岩手県	設置なし	新潟県	直営	大阪府	設置なし	高知県	設置なし
宮城県	指定管理	富山県	指定管理	兵庫県	直営	福岡県	指定管理
秋田県	直営	石川県	直営	奈良県	直営	佐賀県	設置なし
山形県	設置なし	福井県	直営	和歌山県	直営	長崎県	設置なし
福島県	設置なし	山梨県	指定管理	鳥取県	設置なし	熊本県	設置なし
茨城県	指定管理	長野県	設置なし	島根県	直営	大分県	設置なし
栃木県	直営	岐阜県	指定管理	岡山県	指定管理	宮崎県	設置なし
群馬県	指定管理	静岡県	設置なし	広島県	設置なし	鹿児島県	設置なし
埼玉県	指定管理	愛知県	設置なし	山口県	設置なし	沖縄県	設置なし
千葉県	指定管理	三重県	指定管理	徳島県	設置なし		

直営・・・10 指定管理・・・12 設置なし・・・25

ii 福井県海浜自然センター

福井県海浜自然センターに相当する他県における公の施設の状況は下表のようなものである。表にあるように海の自然を紹介、研究するセンターは全国的に少ないわけであるが、福井県としては、県内唯一の海域公園に指定されている若狭湾国定公園に当該施設を設置し、調査研究のため専門職員も配置している。また、平成 17 年度以降はラムサール条約湿地に登録された三方五湖のビジターセンターとしての機能も果たしている。

＜他県の状況・海浜自然センターに相当する公の施設＞

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	設置なし	東京都	設置なし	滋賀県	直営	香川県	設置なし
青森県	設置なし	神奈川県	設置なし	京都府	設置なし	愛媛県	設置なし
岩手県	指定管理	新潟県	設置なし	大阪府	指定管理	高知県	設置なし
宮城県	設置なし	富山県	設置なし	兵庫県	設置なし	福岡県	設置なし
秋田県	設置なし	石川県	指定管理	奈良県	設置なし	佐賀県	設置なし
山形県	指定管理	福井県	直営	和歌山県	設置なし	長崎県	設置なし
福島県	指定管理	山梨県	設置なし	鳥取県	設置なし	熊本県	設置なし
茨城県	設置なし	長野県	設置なし	島根県	設置なし	大分県	設置なし
栃木県	設置なし	岐阜県	指定管理	岡山県	設置なし	宮崎県	設置なし
群馬県	設置なし	静岡県	設置なし	広島県	設置なし	鹿児島県	設置なし
埼玉県	設置なし	愛知県	設置なし	山口県	設置なし	沖縄県	設置なし
千葉県	指定管理	三重県	設置なし	徳島県	設置なし		

直営・・・2 指定管理・・・7 設置なし・・・38

②指定管理を導入している自治体における状況

近隣県の状況を見ると、福井県自然保護センターに相当する富山県の施設である富山県立山自然保護センターは、平成21年度より立山観光ターミナル(株)を指定管理者とし、立山観光と一体的な運営を行っている。また、福井県海浜自然センターに相当する海洋ふれあいセンターについては、(財)石川県県民ふれあい公社はのとじま水族館と一体的に運営を行っている。

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

コストや利用度という面においては指定管理に優位性はあるが、行政が行うべき自然保護対策の有効性や即時性から考えると直営に分があるのは間違いない。各自治体はそれらを総合的に勘案してとるべき方向性を定めている。福井県は第三次行財政改革実行プランの中で、当該施設の経営形態について検討に入っており、経営形態の変更に関しては、指定管理者制度導入も選択肢の一つとなっている。

直営施設に関する外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

1 2 福井運動公園・福井少年運動公園

1 施設の概要

所管課	教育庁スポーツ保健課
施設の所在地	福井市福町 3 - 20
設置年月・根拠条例等	福井運動公園・・・昭和 43 年 8 月完成 少年運動公園・・・昭和 48 年 5 月完成 福井県都市公園条例（昭和 48 年 3 月 26 日福井県条例第 5 号）
設置目的	福井運動公園・・・福井国体開催のために整備された都市公園 少年運動公園・・・次代を担う子どもたちの健全な成長を願い、自然の中での冒険や遊びを通じて、体力づくりと豊かな情操を養うため
施設の内容	福井運動公園・・・陸上競技場、補助競技場、野球場、補助球場、テニス場、水泳場、ラグビー・サッカー場、ボクシング練習場、体育館、管理棟、合宿所 少年運動公園・・・少年運動公園、屋内休憩所
利用料金	福井運動公園・・・上記各施設とも有料（ただし、陸上競技場、補助競技場、補助球場については専用しなければ無料） 少年運動公園・・・野外ステージの使用のみ有料
利用時間・休館日	福井運動公園・・・施設により異なる 少年運動公園・・・公園部分は年中解放
施設の特徴	福井運動公園・・・昭和 43 年福井国体のメイン会場。 少年運動公園・・・通称こどもの国。多数の大型遊具を具える。

[福井運動公園]

[福井少年運動公園]



写真左が福井運動公園の入口。正面奥に見えるのが野球場。写真右が福井少年運動公園の入口。奥へ進むと大型遊具がある。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

福井運動公園・福井少年運動公園に相当する他県における公の施設の状況は、下表のよ

うなものであり、47 都道府県中、直営が 3 自治体、指定管理が 40 自治体となっている。他の都道府県で指定管理者制度の導入が進んでいることに関しては、各自治体に体育協会など指定管理者となる適当な受け皿があることが主な理由と推測できる。福井県の場合は、「施設の老朽化が著しい」ことに加え、平成 30 年度に福井国体を控えていることもあり、指定管理の導入を検討するタイミングとしては、それほど適当でないのかもしれない。

<他県の状況・運動公園事務所に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	指定管理	東京都	指定管理	滋賀県	指定管理	香川県	指定管理
青森県	指定管理	神奈川県	直営	京都府	指定管理	愛媛県	指定管理
岩手県	指定管理	新潟県	設置なし	大阪府	指定管理	高知県	指定管理
宮城県	指定管理	富山県	指定管理	兵庫県	指定管理	福岡県	指定管理
秋田県	指定管理	石川県	指定管理	奈良県	設置なし	佐賀県	指定管理
山形県	指定管理	福井県	直営	和歌山県	指定管理	長崎県	指定管理
福島県	指定管理	山梨県	指定管理	鳥取県	指定管理	熊本県	指定管理
茨城県	指定管理	長野県	設置なし	島根県	直営	大分県	指定管理
栃木県	指定管理	岐阜県	設置なし	岡山県	指定管理	宮崎県	指定管理
群馬県	指定管理	静岡県	指定管理	広島県	指定管理	鹿児島県	指定管理
埼玉県	指定管理	愛知県	指定管理	山口県	指定管理	沖縄県	指定管理
千葉県	指定管理	三重県	指定管理	徳島県	指定管理		

直営・・・3 指定管理・・・40 設置なし・・・4

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

指定管理のメリットとしては、まず、運営上のコスト面が大きいのが、施設運営上のサービス向上も見込まれる。他の都道府県に指定管理者制度導入事例が多いのは、これらのことに有効性を感じてのことと推測するが、福井県の場合、平成 30 年度に国体を控えるといった事情から、直営を今しばらく継続することのメリットは他県よりも大きいかもしれない。すなわち、競技面では、国体に向けて福井県および各競技団体の強化計画を反映しやすいこと、施設面では、国体に向けた老朽化した施設の再整備の利便性などである。福井県の方針は、「平成 30 年度に開催される福井国体後に慎重に検討していく」としているが、外部監査としては検討の中に指定管理者制度を入れても良いのではないかと考えている。

直営施設に関する外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

1 3 福井県立武道館

1 施設の概要

所管課	教育庁スポーツ保健課
施設の所在地	福井市三ツ屋町 8 - 1 - 1
設置年月・根拠条例等	平成元年 6 月 福井県立武道館の設置および管理に関する条例 (平成元年 3 月 27 日福井県条例第 5 号)
設置目的	武道の振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため
施設の内容	柔道大道場、柔道小道場、剣道大道場、剣道小道場、相撲場、相撲練習場、弓道場、多目的競技場、合宿所、会議室、トレーニング室
利用料金	競技場、会議室、合宿所はいずれも有料（ただし、小学生未満の使用は無料）
利用時間・休館日	開館時間 午前 8 時 30 分～午後 9 時（日曜日、祝日は午後 5 時まで） 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道棟、剣道棟、相撲・多種目競技棟、管理棟の 4 棟からなる本館と、弓道場および合宿所で構成されている。 ・柔道、剣道、相撲、弓道については、それぞれ独立した専用公式試合場を有している。

[福井県立武道館外観]



[福井県立武道館エントランス]



平成元年の建設で 24 年目となるが全く古さを感じさせない外観。駐車場が広く、会議室としての利用も多い。

2 同様な施設の他県における状況と福井県としての方向性

(1) 他県における状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の全国的な導入状況

福井県立武道館に相当する他県における公の施設の状況は、下表のようなものであり、47 都道府県中、直営が 2 自治体、指定管理が 41 自治体となっている。他の都道府県で指定管理者制度の導入最も進んでいる施設の一つといえるが、これは施設の性質上、各自治体に指定管理者となる適当な受け皿があることが主たる要因と見られる。福井県が当該施

設に現在指定管理者制度を導入していない理由の主たるものとして、直近にせまった福井国体の存在が挙げられる。

<他県の状況・武道館に相当する公の施設>

県名	状況	県名	状況	県名	状況	県名	状況
北海道	指定管理	東京都	指定管理	滋賀県	指定管理	香川県	指定管理
青森県	指定管理	神奈川県	指定管理	京都府	設置なし	愛媛県	指定管理
岩手県	指定管理	新潟県	設置なし	大阪府	設置なし	高知県	指定管理
宮城県	指定管理	富山県	指定管理	兵庫県	指定管理	福岡県	指定管理
秋田県	指定管理	石川県	指定管理	奈良県	直営	佐賀県	指定管理
山形県	指定管理	福井県	直営	和歌山県	指定管理	長崎県	指定管理
福島県	指定管理	山梨県	指定管理	鳥取県	指定管理	熊本県	指定管理
茨城県	指定管理	長野県	設置なし	島根県	指定管理	大分県	指定管理
栃木県	指定管理	岐阜県	指定管理	岡山県	指定管理	宮崎県	指定管理
群馬県	指定管理	静岡県	指定管理	広島県	指定管理	鹿児島県	指定管理
埼玉県	指定管理	愛知県	指定管理	山口県	指定管理	沖縄県	指定管理
千葉県	指定管理	三重県	指定管理	徳島県	指定管理		

直営・・・2 指定管理・・・41 設置なし・・・4

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

指定管理のメリットとしては、前述した福井運動公園・福井少年運動公園と同様である。運営上のコスト面と施設運営上のサービス向上が見込まれることがメリットと想定される。当面の間、直営とするメリットも福井運動公園・福井少年運動公園と同様である。競技面では、国体に向けて福井県および各競技団体の強化計画を反映しやすいこと、施設面では、国体に向けた施設の再整備の利便性などである。福井県の方針は、「平成 30 年度に開催される福井国体後の指定管理者制度導入を検討していく」としているが、外部監査としても、それが合理的だと考えている。

直営施設に関しての外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

1 4 公園施設（幾久公園、臨海中央公園）

1 施設の概要

[幾久公園]

所管課	観光営業部文化振興課
施設の所在地	福井市大宮 2 丁目 1901 - 2
設置年月・根拠条例等	平成 57 年 10 月 福井県都市公園条例
設置目的	県民の体育振興にまた憩いの広場として、県営幾久公園を地区公園として再整備。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的スポーツ広場（1 周 300m） ・テニスコート（3 面） ・ゲートボール場（2 面） ・その他（遊具等）
利用料金	テニスコートのみあり
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時から午前 7 時まで ・年末年始休園
施設の特徴	スポーツ広場やテニスコート、遊具などを有しており、多目的に楽しむことができる施設である。

[幾久公園トラック]

[幾久公園テニスコート]



幾久公園は福井県立歴史博物館に隣接している。公園の中央にある 300mトラックは近くの高校生に利用されることが多い。右の写真は向かって左がテニスコート、向かって右がゲートボール場である。

[臨海中央公園]

所管課	土木部都市計画課
施設の所在地	福井市白方町、坂井市三国町米納津
設置年月・根拠条例等	平成 3 年 4 月 福井県都市公園条例
設置目的	地区住民や企業就労者のスポーツレクリエーションなど余暇活動の場を提供するために設置する。
施設の内容	有料施設 ソフトボール場、テニスコート 無料施設 ゲートボール場、芝生広場、エントランス広場、休憩所
利用料金	ソフトボール場

	学生 1時間 160円、1日 1,600円 一般 1時間 340円、1日 3,400円 テニス場 学生 1時間 100円、1日 1,000円 一般 1時間 180円、1日 1,800円
利用時間・休館日	8時30分から日没まで（1月5日から12月27日まで）
施設の特徴	・テクノポート福井内にあり、地域住民や企業就労者の余暇活動の場として、また防災拠点としての役割を果たしている。

[臨海中央公園の広場]



[臨海中央公園のソフトボール場]



臨海中央公園は、テクノポート内に立地している。写真左は芝生広場から見たエントランス広場で、写真右はソフトボール場である。

2 同様な施設の状況と福井県としての方向性（公園については、他県との比較ではなく、福井県が有する他の同様な施設との比較となる）

（1）他の同様な施設の状況の分析

①施設の性質と指定管理者制度の導入状況

i 幾久公園

幾久公園は、福井県立歴史博物館に隣接した公園である。これと同様な他の施設といえば、小浜市が指定管理者となっている若狭の里公園に近い。ただし、若狭の里公園が若狭歴史民俗資料館の設置時に、小浜市の要請を受けて、若狭歴史民俗資料館の庭園公園として整備したものであるのに対し、幾久公園は、もともと県営幾久運公園であった敷地に、福井県立歴史博物館が建設された際、その付属物のような形で地区公園に再整備されたものである。したがって、幾久公園自体はテニスコートとゲートボール場があるということを除けば町中にある普通の公園が少し広くなった程度のものである。

ii 臨海中央公園

臨海中央公園は、テクノポートに誘致された企業の福利厚生施設的な位置づけの公園である。これと同様な他の施設となると、「奥越ふれあい公園から陸上競技場を除いた部分」、「若狭総合公園から温水プールを除いた部分」など、市や町を指定管理者としている総合公園のうち主要な施設を除いた部分が該当する。ただし規模的には、それら総合公園よりも小さくなる。臨海中央公園についてもテニスコートとソフトボール場があることを除けば、町中の公園と大差ない施設と考えられる。

(2) 直営・指定管理それぞれのメリットと福井県の方向性

いずれの公園も、「運営する」という規模のものではない。コスト面については芝生や植栽の手入れがほとんどであるので、3年もしくは5年の指定管理契約よりも期間1年の一般競争入札による委託契約の方が有利となる可能性が高い。福井県の方針はいずれも直営である。外部監査としても、幾久公園については「福井県立歴史博物館が管理する附属公園」、臨海中央公園については「企業誘致活動の重要アイテムおよび防災拠点」として、それぞれ明確に位置づけるべきと考えており、いずれも現状は直営が妥当と考える。

直営施設に関しての外部監査の意見は総論にて述べたとおりである。

1 5 特殊なもの 1 ・福井県立恐竜博物館

1 施設の概要

所管課	観光営業部ブランド営業課
施設の所在地	勝山市村岡町寺尾 51 - 11
設置年月・根拠条例等	平成 12 年 7 月 福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例
設置目的	恐竜を中心とする古生物および地質時代の地球の歴史に関する資料の収集、保管、展示、研究等を行い、もって県民の文化の向上に寄与するため設置する。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 15,000 m² ・構造、規格 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上 3 階、地下 1 階 ・展示部門 常設展示室 (4,500 m²)、特別展示室 ・調査研究部門 研究室、実験室、分析機器室等 ・収集保存部門 収蔵庫、化石クリーニング室、酸処理室等 ・教育普及部門 講堂、研修室、ダイノライブラリー、視聴覚ライブラリー等 ・その他 サービス部門 (レストラン、ミュージアムショップ等)、管理部門 (事務室、会議室等)、共通共用部門
利用料金	常設展 一般：500 円※、高校生・大学生：400 円、小・中学生 250 円 そのほか年間観覧券、団体、特別展、施設・設備使用料の設定あり ※平成 25 年 3 月 23 日から 700 円 (ミュージアム・アップバリュー制度による)
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前 9 時から午後 5 時 (ただし、入館時間は午後 4 時 30 分まで) ・第 2・第 4 水曜日および 12 月 29 日から 1 月 2 日
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・展示は、「恐竜の世界」、「地球の科学」、「生命の歴史」の 3 つのゾーンから構成され、子どもから大人まで楽しんで学習でき、研究者も満足できる学術的に裏づけされた内容となっている。 ・4,500 m²という広大な展示室に 6 体の実物標本を含む 40 体の恐竜全身骨格をはじめとする千数百点もの標本、大型復元ジオラマや映像などがある。 ・その他、平成 25 年 3 月 23 日より、大型恐竜カマラサウルスの実物全身骨格標本を展示する。

[福井県立恐竜博物館]



[福井県立恐竜博物館のモニュメント]



福井県立恐竜博物館は日本有数の恐竜化石発掘地である勝山市の郊外に立地している。広大な駐車場には、平日にもかかわらず乗用車や観光バスの姿が見える。

2 恐竜博物館の状況と福井県としての方向性および外部監査の見解

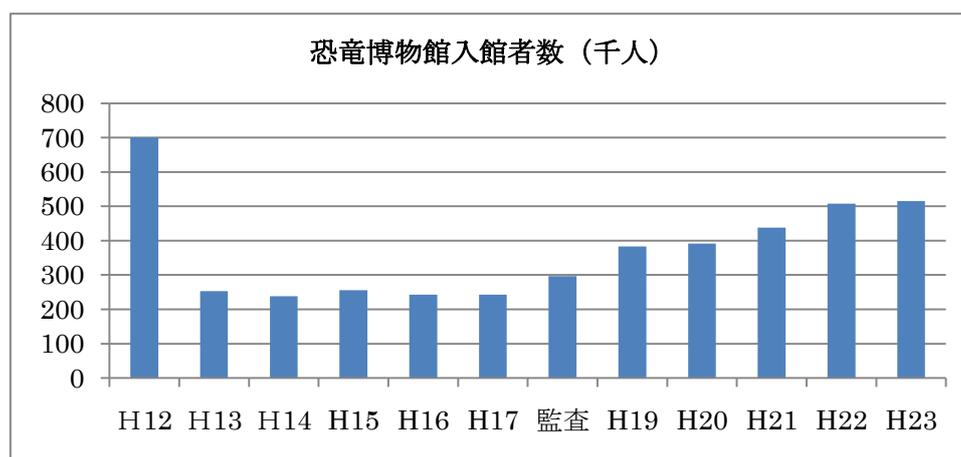
①平成 18 年度の外部監査が示した目標値と外部監査前後の年間利用者数

福井県立恐竜博物館については、平成 18 年度における外部監査の対象となっている。平成 18 年度の外部監査テーマは「県有施設の管理状況と財務事務」であったが、そのメインはこの恐竜博物館であった。外部監査が実施された平成 18 年度当時の恐竜博物館は、年間利用者数が毎期 25 万人程度で、関係者の期待を大きく下回る状況であった。これに対し平成 18 年度の外部監査人は「多くの不確定要素を前提とした委託業者の需要予測」ではなく、「発生主義に基づくコストと公の施設としての使命を加味した合格ライン」として恐竜博物館が目指すべき目標値を示している。

開館した平成 12 年度以降、平成 23 年度までの 12 年間における福井県立恐竜博物館の入館者数は以下のとおりである。開館 2 年目となる平成 13 年度から入館者数は低迷を続けたが、外部監査が行われた平成 18 年度以降、入館者数は増加に転じ、平成 22 年度には平成 18 年度当時の外部監査が示した目標値を突破し、平成 22 年度、平成 23 年度には、平成 17 年度以前の 2 倍以上の入館者数にまでなっている。

[福井県立恐竜博物館の入館者数推移]

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	監査	H19	H20	H21	H22	H23
入館者数(千人)	700	253	238	256	243	243	297	383	392	438	508	515



②福井県の方針

外部監査が福井県に対し、恐竜博物館の施設運営方針を確認したところ「福井県としても、今後、恐竜博物館を恐竜資源の学術研究をはじめ、生涯学習、地域振興、イメージアップ等に活用し国内外にアピールするため、我が国の恐竜研究の拠点として、大人から子

どもまで幅広い人々が楽しめる博物館として運営していく考えです。」として直営の方針を示した。

③外部監査の見解

所管課からは、平成 18 年度における外部監査の指摘事項に関して、「できる限りの対応をしている」という回答を受けている。平成 18 年度の外部監査では、外部監査人からの「励まし」や「アドバイス」はあったと推測するが、平成 18 年度以降の恐竜博物館の好成績は、もちろん恐竜博物館職員と所管課の努力によるものである。ただ、過去および現在の外部監査人が繰り返し述べている「福井県の施設はその持てる能力のまだ半分程度しか発揮できていない」という主張に関しては、これによって証明された形となった。

現在、観光営業部・ブランド営業課が所管する公の施設は、この恐竜博物館のみである。これは「恐竜博物館を他には例のない福井県にとって特別なものと位置付けよ」という平成 18 年度の外部監査の主張と全く方向性は同じであり、本年度の外部監査としても、恐竜博物館に関しては「他の公の施設とは一線を画し」今後も福井県自ら全力を傾ける施設として位置付けることが当然であると考えている。

恐竜博物館の事例は、今回の外部監査が主張する「大抵の公の施設に指定管理者制度が望ましいのは間違いない。しかし、受け皿が無いなど指定管理者制度の導入が現時点では不合理的な施設も実際にはある。これらについては基本的に直営のままで利用度アップやコスト削減を目指すことになるが、指定管理者からノウハウを得るなど、やりかたによっては利用度アップやコスト削減が十分可能である」ことを証明している。この点で、福井県にとって非常に重要なケースとあって良い。

1 6 特殊なもの 2 ・福井県立こども歴史文化館

1 施設の概要

所管課	教育庁生涯学習・文化財課
施設の所在地	福井市城東1丁目18-21
設置年月・根拠条例等	平成21年10月 福井県立こども歴史文化館の設置および管理に関する条例
設置目的	子どもに郷土の先人および達人を通じて歴史および文化を学ぶ場を提供し、子どもの郷土を愛する心をはぐくむため。
施設の内容	敷地面積 5,281 m ² 駐車場 38台 延べ床面積 4,948 m ² (展示面積 1,851 m ²) 階数 地上3階、地下1階 先人・達人コーナー、知の巨人コーナー しらべルーム、寺子屋ルーム、体験ルーム、映像コーナー 特集ひろば、交流ひろば
利用料金	なし
利用時間・休館日	開館時間 9:00～17:00 休館日 月(ただし、祝日除く) 祝日の翌日(ただし、土・日・祝日を除く) 年末・年始
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・福井ゆかりの人物の生き方や業績等を通じて、子どもたちに福井の歴史や文化を伝え、ふるさとに誇りをもてるようにする施設。 ・旧県立図書館を改修 ・埋蔵文化財調査センターとの連携

[福井県立こども歴史文化館の外観]



[こども歴史文化館のエントランス]



こども歴史文化館は福井市街地に立地している。旧福井県立図書館の建物をそのまま利用しているが、博物館の建物としても、違和感はそれほど感じない。

2 こども歴史文化館の状況と福井県としての方向性および外部監査の見解

①こども歴史文化館の状況

こども歴史文化館の建物はもともと福井県立図書館だったものであり、福井県立図書館が平成15年2月に移転した後、しばらく埋蔵文化調査センターとして利用されていたが、

平成 21 年 11 月より、こども歴史文化館として開館した。平成 23 年度の来館者数は、33,117 人で、所管課が目標とした年間 30,000 人を上回っており、平成 24 年度はこれを受けて年間 34,000 人の目標設定を行っている。

②福井県の考え方

外部監査が福井県に対し、こども歴史文化館の施設運営方針を確認したところ「こども歴史文化館は、子どもたちが学校で学ぶ「ふるさと教育・郷土学習」をさらに広く深く学ぶ場所である。そのため調査・研究を行いその成果を展示等で普及している。当施設には、学校教育に精通しまた継続して調査・研究を行うことができる専門職員を配置した現在の運営方法が最適と考えられる」として、直営の方針である。

③外部監査の見解

施設の立地を考えれば、従来あった埋蔵文化調査センターを一乗谷朝倉氏遺跡資料館の一部に移設しこれをこども歴史文化館としたのは、有効利用という観点では理にかなっている。また、対象が子どもで内容が歴史学習というのも「福井県らしさ」という側面が出ているという点で、県民には好意的に受け入れられるであろう。ただ、前述したように、開館後は文化館の工夫もあり来館者数は当面増加傾向にあるが、施設のメインテーマを考えると、恐竜博物館やエンゼルランド（児童科学館）のような形でのリピーター獲得とはいかないかもしれない。このまま「自由に来てもらって見てもらうといった従来型の博物館」としてこれを位置付ければ、例えば、前述したすいせんの里のようにどこかで来場者は頭打ちとなる可能性がある。

④外部監査の提案・こども歴史文化館を「テキストとして使う」

こども歴史文化館の展示の内容（2 階）は、確かに「学校で学ぶ『ふるさと教育・郷土学習』をさらに広く、深く」となっている。しかし、これを「学んでもらう」にはそれなりの解説者が必要となるはずである。普通のお父さんやお母さんでは、現在展示されている内容物の面白さを子どもたちに伝えるのは現実的には難しすぎる。また、それを「学び」というレベルにまで持っていくことは、もっと難しいと思った方が良くであろう。外部監査人が、こども歴史文化館の展示内容の説明者として、最も適任であると考えるのは「担任の先生」である。

こども歴史文化館には、施設を案内してくれる職員もいて利用者に親切な対応をしてくれる（一般利用者としてこども歴史文化館を利用したことのある 3 人の外部監査メンバーの感想は、いずれも「他に比べて随分親切な対応だった」である）。しかしながら、対象となる子どもたちに対しそれぞれのレベルにあった最も有効性の高い説明が可能であるのは、やはり担任の先生だけである。

ここで外部監査が提案するのが、こども歴史文化館を「立体的な教科書とする」ことで

ある。上述したように、こども歴史文化館の展示内容が真の価値を発揮するのは、担任の先生による説明と時を置かずして行われる定着作業であろう。クラス全体でここまで来るのは少し大変だが、「先生が教科書を説明してその後生徒がプリントを埋める」という流れであれば、展示コーナーとしらべルームを使って教室と同じことができるはずである。「もともとは図書館であった」構造がここで生きる。

ただ、入館者数を増やしていくという目的だけならば、指定管理者制度の導入が望ましいのは当然である。しかし、教育的側面を強く打ち出したこういう使い方をするならば、こども歴史文化館が直営であることと教育庁が所管することは大きな意味が出てくると考える。

1.7 個別法の規定に基づき設置されているもの

(福井県総合福祉相談所、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所、福井県和敬学園、福井県精神保健福祉センター)

個別法の規定に基づき設置されている上記4つの施設については、いわゆる「公の施設」には該当するわけであるが、福井県としては、指定管理者制度導入検討の対象外としている。外部監査は「行政でしかできないものは行政がしっかり責任をもって行うべき」という立場であり、福井県の方針は当然と考えている。

上記4つの施設については「福井県の出先機関」という位置づけのもと、平成23年度(昨年度)の監査対象としている。これら4つの施設についての指摘事項は平成23年度の包括外部監査報告書に記載したとおりである。

1.8 現在休止中のもの(福井県立クレ射撃場)

福井県立クレ射撃場は、平成14年度から休場している。これは平成13年度において全国的に鉛汚染による環境問題が発覚したことを受け、福井県が当該施設を調査したところ、土壌から環境基準を超える鉛成分を検出したためである。

福井県は、平成15年度から平成17年度にかけて、鉛汚染土壌の搬出・処分を実施している。

[クレ射撃場の管理棟]



[射撃場の状況]



福井県は、「福井国体の競技会場に選定されている」ということの他に「有害鳥獣害駆除事業に従事する猟友会会員等の技能向上」や「銃刀法改正による技能講習の義務化」という要請から再開を目指しているが、まず、鉛汚染対策をしっかりと実施することが前提である。